

岩出市地域防災計画

震災対策編

令和 4 年 4 月

岩出市防災会議

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的等	I - 1
第 1 項 計画の目的	I - 1
第 2 項 計画の性格	I - 1
第 3 項 計画の修正	I - 1
第 4 項 用 語	I - 1
第 2 節 岩出市の概要	I - 3
第 1 項 市の沿革	I - 3
第 2 項 自然条件	I - 3
第 3 項 社会条件	I - 6
第 4 項 既往の地震被害状況	I - 7
第 3 節 地震被害の想定	I - 8
【平成26年10月公表 地震被害想定（和歌山県）】	I - 8
第 1 項 想定地震	I - 8
第 2 項 被害想定における設定	I - 8
第 3 項 震度及び液状化の予測	I - 9
第 4 項 被害予測	I - 11
【平成18年 5 月公表 地震被害想定（和歌山県）】	I - 19
第 1 項 想定地震	I - 19
第 2 項 時刻及び季節	I - 19
第 3 項 被害想定対象と想定手法	I - 19
第 4 項 被害想定結果	I - 21
第 4 節 防災行政の基本方針	I - 26
第 1 項 防災ビジョン	I - 26
第 2 項 基本方針	I - 26
第 5 節 市の実施責任と防災関係機関の業務大綱	I - 27
第 1 項 実施責任	I - 27
第 2 項 処理すべき事務又は業務の大綱	I - 27

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 水害防止計画（土木課）	II - 1
第 1 項 河川防災計画（土木課）	II - 1
第 2 項 ため池防災計画（土木課）	II - 1
第 2 節 土砂災害予防計画（土木課、総務課、財務課）	II - 2
第 1 項 砂防防災計画（土木課）	II - 2
第 2 項 山地防災計画（土木課）	II - 2
第 3 項 急傾斜地崩壊防止計画（土木課）	II - 2
第 4 項 地すべり防止計画（土木課）	II - 2

第5項	警戒避難体制の整備（土木課、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 2
第6項	孤立等防止対策（土木課、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 3
第3節	道路防災計画（土木課）	-----	Ⅱ - 5
第4節	火災予防計画（那賀消防組合、消防団、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 7
第5節	地震防災施設緊急整備計画（総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 9
第6節	都市防災化計画（都市計画課、土木課）	-----	Ⅱ - 10
第7節	建造物災害予防計画（都市計画課、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 11
第8節	宅地災害予防計画（都市計画課、土木課、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 12
第9節	文化財災害予防計画（生涯学習課）	-----	Ⅱ - 13
第10節	危険物等災害予防計画（那賀消防組合、総務課他）	-----	Ⅱ - 14
第1項	危険物災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 14
第2項	火薬類災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 14
第3項	高圧ガス災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 14
第4項	毒物劇物災害予防計画（県薬務課、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 15
第5項	放射性物質事故災害予防計画（県危機管理・消防課、総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 15
第6項	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画（那賀消防組合、総務課他）	-----	Ⅱ - 15
第7項	有害物質流出等災害予防計画（総務課、生活環境課他）	-----	Ⅱ - 15
第11節	公共的施設災害予防計画（上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課、関係機関）	--	Ⅱ - 17
第1項	上水道施設災害予防計画（上下水道業務課、上水道工務課）	-----	Ⅱ - 17
第2項	下水道施設災害予防計画（上下水道業務課、下水道工務課）	-----	Ⅱ - 17
第3項	公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話(株)、(株)NTT [※] コモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ [※] (株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）		Ⅱ - 18
第4項	電力施設災害予防計画（関西電力送配電株式会社）	-----	Ⅱ - 18
第5項	ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社）	-----	Ⅱ - 18
第6項	鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社）	-----	Ⅱ - 18
第12節	地震観測施設等整備計画（総務課、財務課）	-----	Ⅱ - 20
第13節	防災救助施設等整備計画（総務課、那賀消防組合他）	-----	Ⅱ - 21
第1項	消防施設整備計画（総務課、財務課、那賀消防組合）	-----	Ⅱ - 21
第2項	避難収容体制整備計画（総務課、財務課、生活支援課、地域福祉課、子ども・健康課、保険年金課他）		Ⅱ - 21
第3項	救助物資等備蓄計画（総務課、財務課、生活支援課、上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課）	-	Ⅱ - 22
第4項	その他の応急救助整備計画（生活環境課、生活支援課、地域福祉課、保険年金課、教育総務課、子ども・健康課他）	--	Ⅱ - 23
第14節	防災行政無線等整備計画（総務課）	-----	Ⅱ - 25
第15節	防災訓練計画（総務課、那賀消防組合）	-----	Ⅱ - 26
第16節	防災知識普及計画（総務課、那賀消防組合他）	-----	Ⅱ - 28
第17節	自主防災組織整備計画（総務課、那賀消防組合）	-----	Ⅱ - 30
第18節	災害時救急医療体制確保計画（子ども・健康課）	-----	Ⅱ - 33
第19節	避難行動要支援者対策計画（地域福祉課、生活支援課、子ども・健康課、保険年金課、市民課他）		Ⅱ - 34
第20節	ボランティア活動環境整備計画（総務課、生活支援課、地域福祉課、子ども・健康課）		Ⅱ - 39
第21節	企業防災の促進に関する計画（産業振興課）	-----	Ⅱ - 40

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織計画	Ⅲ－1
第1項 組織計画	Ⅲ－1
第2項 動員計画	Ⅲ－8
第2節 情報計画	Ⅲ－10
第1項 地震情報等の伝達計画（総務部、大阪管区气象台、和歌山地方气象台）	Ⅲ－10
第2項 被害情報等の収集計画（総務部）	Ⅲ－13
第3項 災害通信計画（総務部）	Ⅲ－18
第4項 災害広報計画（広報部）	Ⅲ－22
第3節 地震消防計画（那賀消防組合、消防団）	Ⅲ－25
第4節 水防計画（関係各部、関係各機関）	Ⅲ－27
第5節 被災者の救助保護計画（関係各部、関係各機関）	Ⅲ－28
第1項 災害救助法の適用計画（総務部）	Ⅲ－28
第2項 被災者生活再建支援法の適用計画（総務部、生活福祉部）	Ⅲ－30
第3項 避難計画（総務部、生活福祉部、教育部他）	Ⅲ－32
第4項 食糧供給計画（事業部、生活福祉部）	Ⅲ－38
第5項 給水計画（上下水道部）	Ⅲ－40
第6項 物資供給計画（総務部、事業部）	Ⅲ－42
第7項 住宅・宅地対策計画（総務部、事業部）	Ⅲ－44
第8項 医療助産計画（生活福祉部）	Ⅲ－49
第9項 救出計画（那賀消防組合、関係各部、関係機関）	Ⅲ－51
第10項 障害物除去計画（事業部）	Ⅲ－52
第11項 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（総務部、生活福祉部）	Ⅲ－53
第12項 遺体の搜索処理計画（生活福祉部）	Ⅲ－53
第13項 災害義援金品配分計画（総務部、生活福祉部、出納部）	Ⅲ－56
第14項 避難行動要支援者対策計画（総務部、生活福祉部、教育部）	Ⅲ－57
第15項 その他の被災者保護計画（総務部、各施設管理者）	Ⅲ－59
第6節 保健衛生計画（生活福祉部）	Ⅲ－60
第1項 防疫計画（生活福祉部）	Ⅲ－60
第2項 清掃計画（生活福祉部、事業部）	Ⅲ－61
第3項 食品衛生計画（生活福祉部）	Ⅲ－63
第4項 動物保護管理計画（生活福祉部）	Ⅲ－64
第5項 その他の保健活動（生活福祉部）	Ⅲ－65
第7節 公共土木施設等応急対策計画（事業部、上下水道部）	Ⅲ－67
第8節 事故災害応急対策計画（各事業者、那賀消防組合、警察、総務部）	Ⅲ－68
第1項 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社）	Ⅲ－68
第2項 道路災害応急対策計画（事業部）	Ⅲ－68
第9節 危険物等災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部、各事業者他）	Ⅲ－70
第1項 危険物施設災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部）	Ⅲ－70

第2項	火薬類災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部）	Ⅲ－71
第3項	高圧ガス災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部）	Ⅲ－72
第4項	毒物劇物災害応急対策計画（県薬務課、総務部）	Ⅲ－73
第5項	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部他）	Ⅲ－74
第6項	有害物質流出等応急対策計画（総務部、生活福祉部他）	Ⅲ－74
第10節	公共的施設災害応急対策計画（事業部、上下水道部、各事業者）	Ⅲ－76
第1項	水道施設災害応急対策計画（上下水道部）	Ⅲ－76
第2項	下水道施設災害応急対策計画（上下水道部）	Ⅲ－77
第3項	公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）	Ⅲ－77
第4項	電力施設災害応急対策計画（関西電力送配電株式会社）	Ⅲ－77
第5項	都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガス株式会社）	Ⅲ－77
第6項	その他の公共的施設災害応急対策計画（各施設管理者）	Ⅲ－78
第11節	文教対策計画（教育部）	Ⅲ－79
第1項	小・中学校関係計画（教育部）	Ⅲ－79
第2項	学校給食関係計画（教育部）	Ⅲ－80
第3項	社会教育施設関係計画（教育部）	Ⅲ－80
第4項	文化財等救護・保全活動の計画（教育部）	Ⅲ－81
第5項	学用品支給計画（教育部）	Ⅲ－82
第12節	災害対策要員計画（総務部、生活福祉部）	Ⅲ－84
第1項	ボランティア受入計画（生活福祉部）	Ⅲ－84
第2項	労働者確保計画（総務部）	Ⅲ－85
第13節	道路交通輸送計画（事業部）	Ⅲ－88
第1項	道路交通応急対策計画（事業部）	Ⅲ－88
第2項	輸送計画（事業部）	Ⅲ－93
第14節	自衛隊派遣要請等計画（総務部）	Ⅲ－96
第15節	県防災ヘリコプター活用計画（総務部他）	Ⅲ－98
第16節	相互応援計画（総務部）	Ⅲ－100

第4章 災害復旧復興計画

第1節	災害復旧事業計画（各部）	Ⅳ－1
第1項	施設災害復旧事業計画	Ⅳ－1
第2項	災害復旧対策	Ⅳ－2
第2節	災害復旧資金計画（各部）	Ⅳ－4
第3節	罹災証明発行計画（総務部）	Ⅳ－5
第4節	災害復興計画（各部）	Ⅳ－6
第1項	災害復興方針及び計画の策定	Ⅳ－6
第2項	災害復興事業の実施	Ⅳ－6

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	V－1
第1項 推進計画の目的	V－1
第2項 推進地域	V－1
第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	V－1
第2節 地震発生時の応急対策等	V－2
第1項 地震発生時の応急対策	V－2
第2項 資機材、人員等の配備手配	V－3
第3項 他機関に対する応援要請	V－4
第3節 地震からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	V－5
第1項 地震からの防護のための施設の整備等	V－5
第2項 地震に関する情報の伝達等	V－5
第3項 避難対策等	V－5
第4項 消防機関等の活動	V－6
第5項 水道、下水道、通信、電気、ガス、放送関係	V－7
第6項 交通対策	V－7
第7項 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	V－8
第8項 迅速な救助	V－9
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	V－10
第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	V－10
第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	V－10
第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	V－12
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	V－14
第6節 防災訓練計画	V－15
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	V－16

第 1 章

総 則

第1節 計画の目的等

第1項 計画の目的

岩出市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、岩出市防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり、岩出市の地域に係る災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等、一連の災害対策を実施するに当たり、本市及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の有する機能を有効に発揮して、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

第2項 計画の性格

(1) 本計画は、市が処置しなければならない、市の防災に関する事務について、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に対して行う事務又は業務を総合的にまとめたものである。

計画の構成は、第1が「風水害等対策編」、第2が「震災対策編」、第3が「資料編」で3編構成となっている。

(2) 本計画の策定、運営にあたっては、国の防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図る。

(3) 本計画は、風水害、震災、大規模事故等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定める。

(4) 災害時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第3項 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。なお、修正したときは、知事に報告する。

市及び防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正内容を防災会議に提出する。

また、災害対策は県との有機的、一体的なつながりが不可欠であることから、本計画は、和歌山県地域防災計画を参考として作成・修正する。

第4項 用語

本計画で、次の組織名称は、岩出市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置していないときは、それぞれ次のとおり読みかえる。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	岩出市総務課
本部長	岩出市長
本部各部班	岩出市各部課室（局）
県本部	和歌山県危機管理局災害対策課
県本部長	和歌山県知事
県本部各部班	和歌山県各部課
県那賀支部（長）	那賀振興局（長）

■資料編

- 1-1-1 岩出市防災会議条例
- 1-1-2 岩出市防災会議の構成員

第2節 岩出市の概要

第1項 市の沿革

明治に入り、町村施行により岩出村、山崎村、根来村、上岩出村が設立し、明治41年には、岩出村が町制を施行し、岩出町となった。更に、昭和31年9月30日に岩出町、山崎村、根来村、上岩出村及び小倉村の一部(船戸、山崎)が合併して新制「岩出町」となった。その後、既成集落周辺での宅地開発やニュータウン開発などが進み、人口は騰勢を強めた。国勢調査によると、昭和40年から平成12年までの人口増加率は2桁台であり、特に昭和45年～50年と平成2年～7年の期間では、人口増加率が25%強と急増した。

平成18年4月1日には、住民の永年の念願であった市制を施行し、「岩出市」として、新たな時代の幕開けを迎えた。

第2項 自然条件

1 位置・面積

本市は、和歌山県の北部に位置しており、和歌山市の中心部から約15km、大阪都心部からは約50km、関西国際空港からは約30kmの距離にあり、北は大阪府泉南市及び阪南市、東南は紀の川市、西は和歌山市に接している。

市域は、東西に約5.7km、南北に約8.8kmで、面積は38.51k㎡である。

2 地 形

本市の南半分は、河成段丘の沖積平野を形成しており、市街地や田園地帯が広がり、南端には日本有数の大河である紀の川が東西に流れている。北部は和泉山脈が東西に連なり、東に向かって標高を上げ、緑豊かな山並みを形成している。そこに源を発する中小の河川は、段丘に横谷や扇状地を形成し、そのほとんどが紀の川に注いでいる。

3 地 質

本市には、西南日本を外帯と内帯に分ける中央構造線が、ほぼ紀の川と北部の山地の間を東西に走っている。中央構造線の北側(内帯)には、上部白亜系の和泉層群が分布する。中央構造線の南側(外帯)には、様々な時代の地層や岩石がほぼ東西に帯状に分布している。

洪積層は紀の川の段丘に、沖積層は紀の川の低地に分布している。

(1) 西南日本内帯

和泉層群は、砂岩、礫岩、泥岩からなり、酸性凝灰岩を挟む。東西にないし東北東～西南西の走向を持つ大きな向斜構造をなし、向斜軸は和泉山脈を通っている。

(2) 西南日本外帯

中央構造線より南の外帯には、古生代から新生代にわたる様々な地層が分布している。外帯北縁部には、中央構造線と御荷鉾構造線に挟まれて三波川帯の変成岩類が分布している。

(3) 洪積層

紀の川の流域に段丘として、小規模な範囲で分布する。

(4) 沖積層

紀の川の流域に、県内で最大の沖積低地として分布する。

なお、紀の川流域の地盤状況は、河口付近や海南市の市街地付近で軟弱層が最もよく発達し、層厚30mを超える。層相は、下部と上部が砂層からなり、その間に粘土層を挟む。この粘土層は、上流に向かうにつれて薄くなるとともに砂層も礫がちになり、本市より上流では、ほとんど礫からなる。

4 活断層及び地震発生の長期的確率評価

県内には、活断層として日本最大級である中央構造線が東西に走っている。地形的には右ずれであり、最近数万年間の平均変位速度は、5～10mm／年と推定されている。この変位は常時動いているのではなく、地震の際に瞬間的に変位するものである。

市内には、中央構造線に含まれる活断層である根来断層が、紀の川沿いの段丘面と和泉山脈のほぼ境界部分に通っている。活断層は、活動するたびに多くの破碎帯を生じており、断層面上やその沿線では、宅地開発などにおいて十分な注意が必要である。

また、地震調査研究推進本部（文部科学省）では、現在、各地域の地震防災対策の基礎資料とするため、全国の主要断層帯や海溝型地震について学術的な観点から地震発生可能性の長期的な確率評価を行っている。

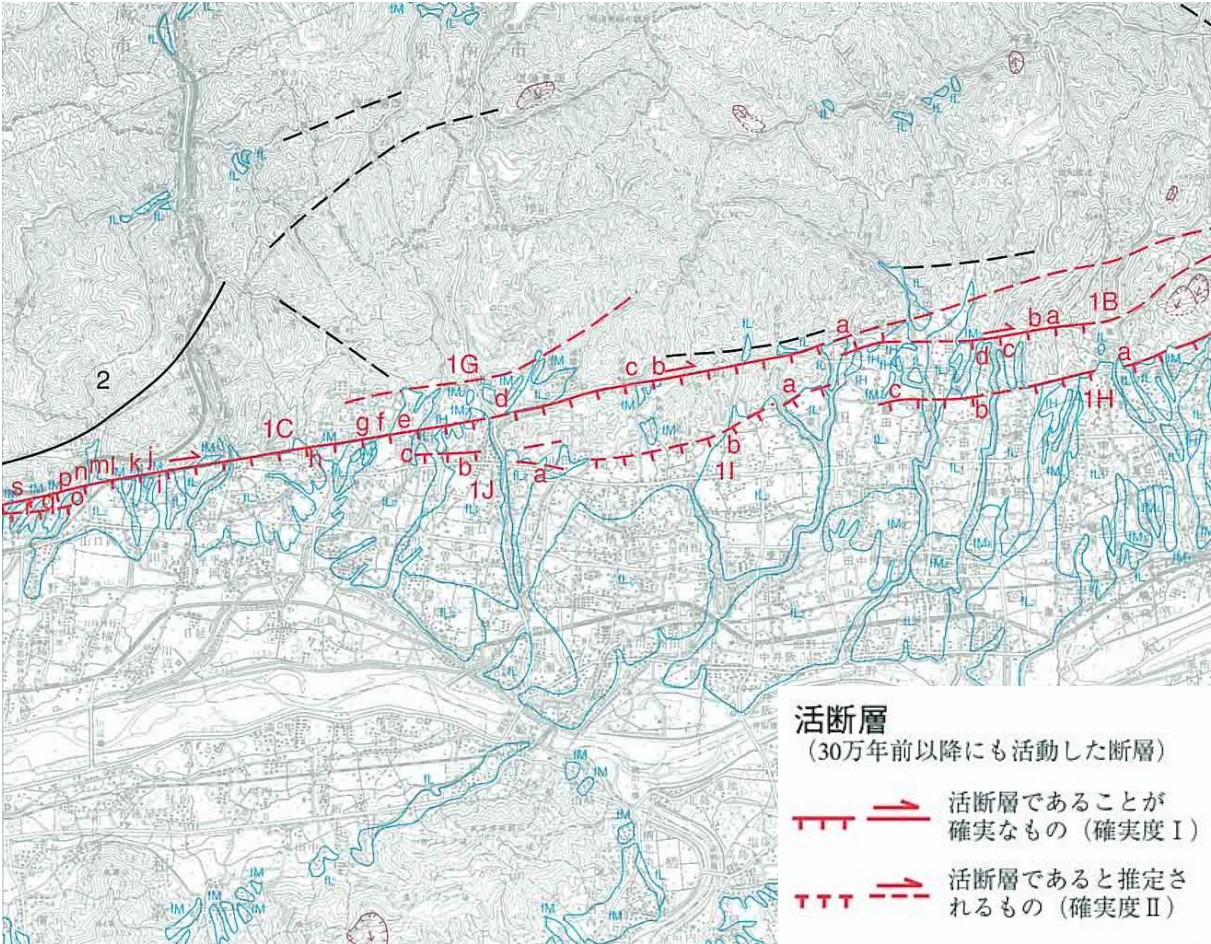
中央構造線断層帯は、過去の活動時期の違いなどから、全体が10の区間（金剛山地東縁、五条谷、根来、紀淡海峡～鳴門海峡、讃岐山脈南縁東部、讃岐山脈南縁西部、石鎚山脈北縁、石鎚山脈北縁西部、伊予灘、豊予海峡～由布院）に分けられる。本市に直接関係する根来区間についての地震発生の長期的確率評価は、次のとおりである。

名 称	今後30年以内の 地震発生確率	地震後経過率	平均活動間隔	地震の規模
中央構造線 根来区間	0.007%～0.3%	0.4～0.6	約2500年～2900年	M7.2程度

注) 算定基準日平成29年1月1日

地震調査研究推進本部

岩出市周辺の活断層分布図（近畿の活断層, 2000年3月）



また、南海トラフ地震についての地震発生の長期的確率評価は、次のとおりである。

項 目	将来の地震発生確率
	南海トラフ（M8～M9クラス）
今後10年以内の発生確率	20%程度
今後30年以内の発生確率	70%～80%程度
今後50年以内の発生確率	90%程度

注）算定基準日平成29年1月1日
地震調査研究推進本部

5 気 候

気候は、瀬戸内気候区に類似し、降水量は年平均約1,400mmと県下の他の観測点に比べて少なく、平均気温は16～17℃前後と年間を通じて比較的緩やかである。

月平均の降水量では、6月が183.5mmで最も多く、最も少ないのは1月で48.7mmとなっている。

月平均の気温と降水量

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温 (℃)	6.2	6.7	9.9	15.1	19.7	23.2	27.2	28.4	24.9	19.3	13.8	8.6	16.9
降水量 (mm)	48.7	62.0	96.9	98.4	146.6	183.5	175.8	101.8	181.3	160.8	95.9	62.7	1414.4

(資料：観測点和歌山、アメダスデータ、1991年～2020年)

第3項 社会条件

1 人 口

本市の令和2年国勢調査人口は53,967人で、世帯数は21,999世帯である。

国勢調査から人口動態を見ると、1980年代以前から人口増加が継続していたが、近年は増加率が鈍化し、近い将来減少に転じることが予測される。

世代別の人口構成をみると、65歳以上の高齢者比率が23.8%で、和歌山県平均の32.8%と比較して高齢化が低い地域である。ただし、地区別では、境谷、船戸、山崎、押川などは高齢化率が高い地区である。

(令和2年国勢調査)

人口と世帯数の推移

単位：世帯、人

年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	32,846	41,550	48,156	50,834	52,882	53,452	53,967
世帯	9,555	12,982	16,188	17,790	19,545	20,774	21,999
男	15,842	20,250	23,368	24,446	25,530	25,718	25,969
女	17,004	21,300	24,788	26,388	27,352	27,734	27,998

(資料：各年国勢調査)

2 土地利用

本市の土地利用は、市総面積3,851haのうち31.3%が山林で、山林面積が1,204haを占め、田の面積が591ha、宅地698ha、畑70haとなっている。

和歌山市に隣接する立地特性から、住宅地開発や大規模な商業施設の立地が進んでいる。

	山林	田	宅地	畑	原野	その他	計
面積(ha)	1,204	591	698	70	11	1,277	3,851
構成比	31.3%	15.3%	18.1%	1.8%	0.3%	33.2%	100.0%

(資料：令和3年度 土地に関する概要調書報告書)

3 産 業

本市の産業別就業者は、第三次産業が約3分の2を占めている。第三次産業は、年々増加傾向にあり、主に卸小売業、飲食店、サービス業が増加している。商業では、国道24号沿いなどに大型小売店舗等の出店が進んでいる。農業では、近年、専業農家の減少が著しく、第2種兼業化が進んでいる。

4 交通体系

本市の主要な道路体系としては、東西に走る京奈和自動車道、国道24号、県道粉河加太線及び市道山西国分線（農免道路）などと、これらの道路に南北に交差する広域幹線道路の県道泉佐野岩出線や県道新田広芝岩出停車場線、市道野上野清水線、市道安上中島線及び市道相谷中島線など東西・南北の主要幹線が整備されている。

公共交通機関としては、市の南東端を通るJR和歌山線とそれを補完するバス路線網がある。

バスは、大阪方面路線バスの運行や紀の川市方面への紀の川コミュニティバス、市内巡回バスの運行を行っている。

第4項 既往の地震被害状況

本市を含む和歌山県に被害を及ぼす地震は、主に紀伊半島沖で発生する地震と陸域の浅い地震である。

紀伊半島沖では、南海トラフ沿いでマグニチュード8程度の巨大地震がほぼ100～150年間隔で繰り返し発生してきた。県内では、これらの地震の震源域が内陸の一部まで達するため、強い揺れを感じることが多い。例えば、1946年の南海地震（M8.0）では、県内のほぼ全域で震度5相当の揺れを感じた。また、南海トラフ沿いの巨大地震が発生すると、大きな津波に襲われることが多い。この巨大地震は、紀伊半島沖を境に東側で発生する場合、西側で発生する場合、その両方を震源域として我が国最大級の地震が発生する場合がある。本市では、いずれの場合でも地震動による被害を受けるおそれがある。

和歌山県では、歴史の資料により古くから数々の陸域の地震によって被害を受けることが知られているが、震源が県内にあると推定されている地震の数は少ない。しかし、古い地震の震源の精度や、震源の位置はよく分からないものの紀伊半島南部に被害が生じたとの記録がいくつかあることを考えると、必ずしも県内で発生した地震が少ないかどうかは分からない。さらに、活断層のない地域や紀伊水道も含めて、県内のところどころで、マグニチュード7より小さいが局所的に被害が生じる地震が発生することがある。

また、和歌山市付近では定常的に地震活動が活発である。ほとんどがマグニチュード5以下の中小規模の地震であるが、有感地震回数は年平均35回程度にのぼり、日本で最も有感地震回数の多い地域の一つである。

■資料編

1-2-12 災害履歴（地震被害）

第3節 地震被害の想定

本市の地震被害の想定は、平成26年10月公表地震被害想定（和歌山県）及び平成18年5月公表地震被害想定（和歌山県）に基づくこととする。

【平成26年10月公表 地震被害想定（和歌山県）】

第1項 想定地震

想定する地震は、和歌山県に大きな影響を及ぼす可能性のある次の地震とする。

- (1) 東海・東南海・南海3連動地震（以下「3連動地震」という。）
- (2) 南海トラフ巨大地震（以下「巨大地震」という。）

想定地震モデル	(1) 3連動地震 中央防災会議（2003年）*1	(2) 巨大地震 内閣府（2012年）*2
地震の規模 (モーメントマグニチュード [*])	Mw8.7	Mw9.1
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)

*1 中央防災会議・東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海・南海地震に関する報告」（2003.12）

*2 内閣府・南海トラフの巨大地震モデル検討会「第二次報告」（2012.8）

第2項 被害想定における設定

地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、3連動地震・巨大地震ともに、季節や時刻及び風速について、以下のケースを設けて被害を予測した。

季節	時刻	風速
夏	昼12時	4 m
冬	夕方18時	4 m
冬	夕方18時	8 m
冬	深夜2時	4 m

※ 時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。

また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

また、津波からの避難については、避難行動のパターンを3ケース設定した。

避難行動区分	直接避難 (昼間は5分、夜間は10分後に避難開始)	用事後避難 (昼間は15分、夜間は20分後に避難開始)	切迫避難 (浸水後に避難を開始、あるいは避難せず)
ケース1	100%	-	-
ケース2	70%	30%	-
ケース3	35%	40%	25%

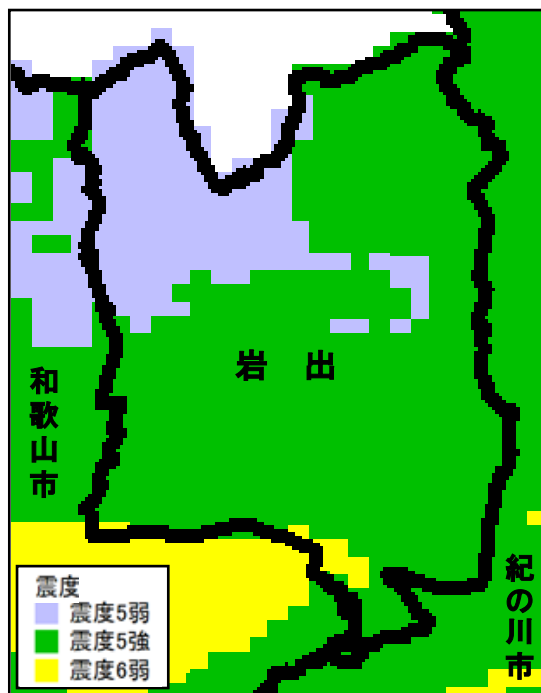
第3項 震度及び液状化の予測

1 震度予測

3連動地震、巨大地震についての震度予測は、次のとおりである。

(1) 3連動地震

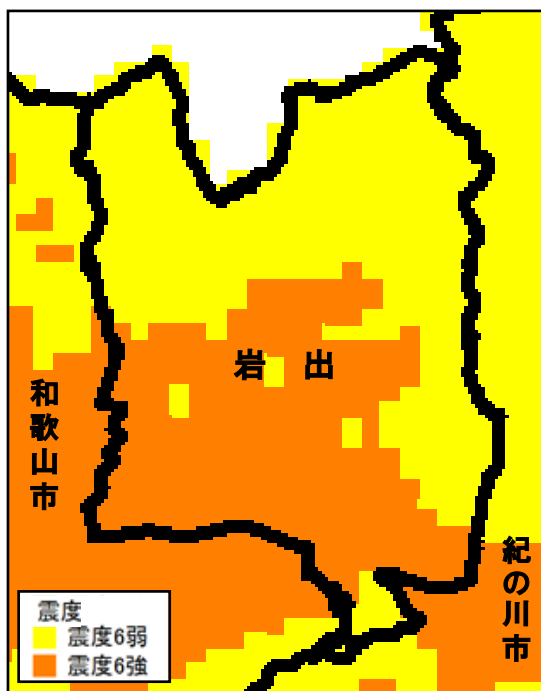
市の南西端の一部で「震度6弱」となるが、市内の大半が「震度5強」となっており、北西部と市内中央から北東部の一部では「震度5弱」となる。



3連動地震の震度分布

(2) 巨大地震

市内の南半分を占める段丘面の多くでは「震度6強」となり、東南部の段丘面の一部と北部の山地では「震度6弱」になる。



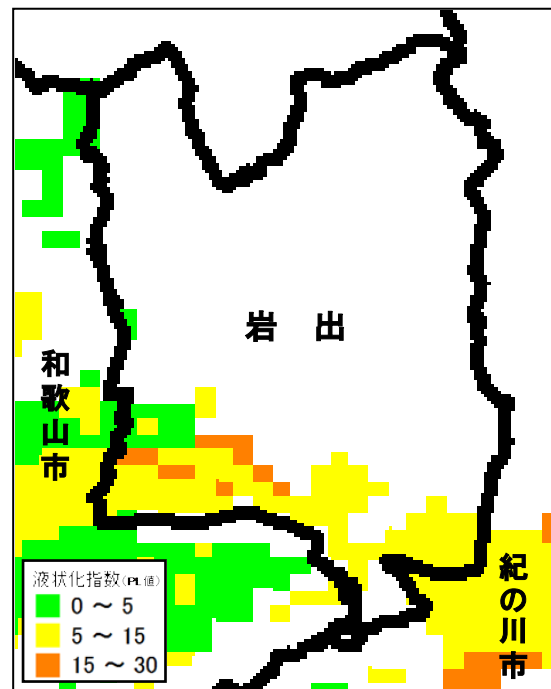
南海トラフ巨大地震の震度分布

2 液状化予測

3連動地震、巨大地震についての液状化危険度の予測は、次のとおりである。

(1) 3連動地震

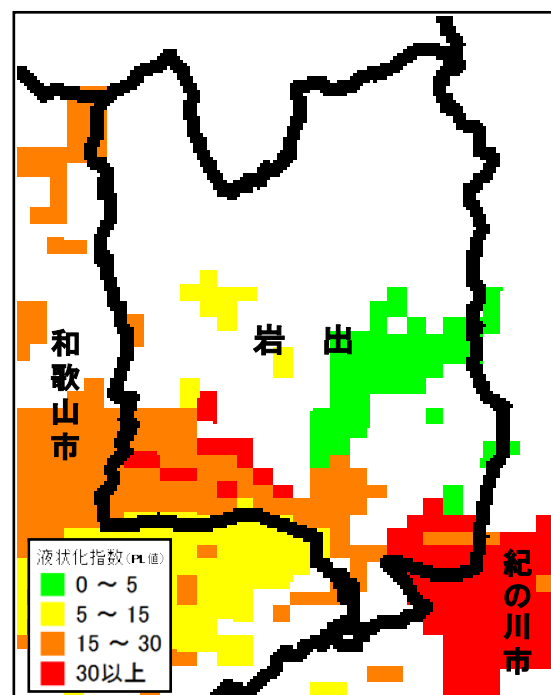
市内南部の紀の川沿いの低地で液状化危険度は「中程度(5～15)」となり、その一部で危険度が「高い(15～30)」となる。市の西端の一部で「低い(0～5)」となり、その他の大半は、液状化しない。



3連動地震の液状化危険度分布

(2) 巨大地震

市内南部の紀の川沿いの低地で液状化危険度は「高い(15～30)」となり、更にその一部では「極めて高い(30以上)」となる。そして、市内中央から北西の一部では「中程度(5～15)」、東部では「低い(0～5)」となり、その他の山地では液状化しない。



南海トラフ巨大地震の液状化危険度分布

第4項 被害予測

1 被害予測の概要

和歌山県において、国の被害想定の手法を用いるとともに、和歌山県津波浸水想定（平成25年3月公表）の結果を反映させ、人的・物的被害等を季節・時間・風速等複数のパターンで被害想定を実施し、最大被害となるケースを示した。

(1) 3連動地震：人的被害(死者数)の最大ケース（冬の18時、風速8m早期避難しない）では、県全体で19,200人、うち建物倒壊等で1,500人(全体の8%)、津波で17,700人(全体の92%)

(2) 巨大地震：人的被害(死者数)の最大ケース（冬の18時、風速8m早期避難しない）では、県全体で92,400人、うち建物倒壊等で4,700人(全体の8%)、津波で85,700人(全体の95%)。

※ なお、本市は和歌山県津波浸水想定（平成25年3月公表）において、津波の浸水がないと想定されているので津波による被害想定は対象から外すものとする。

地震被害想定（岩出市）

想定地震（地震の規模）		3連動地震（Mw8.7）	巨大地震（Mw9.1）
前提	最大震度	震度6弱	震度6強
	季節及び時間	冬 18時 風速8m	冬 18時 風速8m
建物被害	総棟数	19,000	
	全壊棟数合計（焼失分含む）	12	690
	揺れ等による全壊棟数	11	600
	火災焼失棟数	2	89
	半壊棟数	160	2,300
人的被害	人口	49,800	
	死者数	0	37
	建物倒壊（震動）	0	36
	建物倒壊（斜面崩壊）	0	0
	火災	0	1
	重傷者数	0	62
	建物倒壊（震動）	0	60
	建物倒壊（斜面崩壊）	0	0
	火災	0	2
	軽傷者数	21	560
	建物倒壊（震動）	21	560
	建物倒壊（斜面崩壊）	0	0
	火災	0	4
	閉込者数	0	25

※予測結果等は、概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

地震被害想定（岩出市）

想定地震（地震の規模）		3連動地震（Mw8.7）	巨大地震（Mw9.1）
前提	最大震度	震度 6 弱	震度 6 強
	季節及び時間	冬 18 時 風速 8 m	冬 18 時 風速 8 m
ライフライン被害（電力・通信・都市ガス）	電力需要家軒数		19,000
	停電軒数	発災直後	123,300（県全域）
		1 日後	0
		4 日後	0
		1 週間後	0
	固定電話回線数等		7,100
	固定電話・ 不通回線数	発災直後	160
		1 日後	160
		1 週間後	0
		1 ヶ月後	0
	携帯電話・ 不通ランク	発災直後	A（非常につながりにくい）
		1 日後	A（非常につながりにくい）
		1 週間後	—
		1 ヶ月後	—
	都市ガス供給戸数		2,300
	供給停止戸数	発災直後	0
		1 日後	0
		1 週間後	0
		1 ヶ月後	0

※予測結果等は、概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

地震被害想定（岩出市）

想定地震（地震の規模）			3連動地震（Mw8.7）	巨大地震（Mw9.1）
ライフライン被害（上水道・下水道）	上水道人口		53,200	
	上水道管延長(km)		300.7	
	上水道管被害箇所数		47	310
	断水人口	発災直後	27,400	50,900
		1 日後	14,400	41,000
		1 週間後	7,200	20,500
		1 ヶ月後	0	0
	下水道人口		8,200	
	支障人口	発災直後	0	140
		1 日後	0	71
		1 週間後	0	0
		1 ヶ月後	0	0
交通施設被害（道路）	対象道路延長(km)		41	
	揺れ（震度）の 大きな区間	震度 6 強	0	28
		震度 6 弱	1	14
	液状化危険度 大の区間	PL 値 15～30	2	12
		PL 値 30～	0	2
	地震被害箇所数		3	4
交通施設被害（鉄道）	対象路線延長(km)		5	
	揺れ（震度）の 大きな区間	震度 6 強	0	2
		震度 6 弱	0	2
	液状化危険度 大の区間	PL 値 15～30	0	1
		PL 値 30～	0	0
	地震被害箇所数		4	11
交通施設被害（ヘリコプター発着予定地）	ヘリコプター発着予定地数		11	
	揺れ（震度）の 大きな箇所	震度 6 強	0	10
		震度 6 弱	0	1
	液状化危険度 大の箇所	PL 値 15～30	0	2
		PL 値 30～	0	0

※予測結果等は、概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

地震被害想定（岩出市）

想定地震（地震の規模）			3連動地震（Mw8.7）	巨大地震（Mw9.1）
前提	最大震度		震度 6 弱	震度 6 強
	季節及び時間		夏 12 時 風速 4m	夏 12 時 風速 4m
生活への影響（避難者数・帰宅困難者数・必要物資数）	発災時人口		42,500	
	避難者総数	1 日後	31	1,300
		1 週間後	3,700	6,300
		1 ヶ月後	1,900	1,300
	避難所に 避難する者	1 日後	19	770
		1 週間後	1,900	3,200
		1 ヶ月後	550	390
	避難所外 生活者	1 日後	13	510
		1 週間後	1,900	3,200
		1 ヶ月後	1,300	900
	帰宅者総数		33,600	
	域内帰宅者		22,200	
	域外帰宅者		11,500	
	鉄道・バス利用者		420	
	自動車・二輪車利用者		10,300	
	自転車利用者・徒歩		790	
	徒歩代替者		3,000	
	帰宅困難者		7,800	
	1 日後～3 日後 （3 日間）	避難所避難者	19	770
		食料(食/3 日間)	210	8,300
		飲料水(ℓ/3 日間)	129,500	368,500
	4 日後～7 日後 （4 日間）	避難所避難者	1,900	3,200
		食料(食/4 日間)	26,000	45,000
		飲料水(ℓ/4 日間)	151,100	429,900
	毛布（枚）		3,700	6,300

※予測結果等は、概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

地震被害想定（岩出市）

想定地震（地震の規模）		3連動地震（Mw8.7）	巨大地震（Mw9.1）
生活への影響（医療機能被害）	病院数（那賀医療圏域）	8	
	要転院者数	0	0
	供給数	241	195
	新規入院発生数 （重傷者・病院内死者）	0	153
	新規外来患者発生数 （軽傷者）	82	1,360
災害廃棄物	重量合計（t）	690	60,000
	可燃物	190	14,000
	不燃物	500	47,000
	体積合計（m ³ ）	680	56,000
	可燃物	350	24,000
	不燃物	340	32,000

※予測結果等は、概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

※ 巨大地震においては、和歌山県の被害が最大となる地震：陸側ケースを採用

※ 季節・時間・風速等、複数のパターンで想定したうち、被害が最大となる数値を記載

2 建物被害予測

岩出市内における3連動地震及び巨大地震での建物被害予測については、次のとおりである。

建物の被害について、揺れ等（液状化・震動・斜面崩壊）、地震に伴う火災の順にその影響を考慮し、予測している。

なお、複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時風速8mの場合を示した。

3連動地震では、揺れ等による全壊と火災焼失が約12棟あり、総棟数の約0%であるが、巨大地震では、揺れ等による全壊と火災焼失が約690棟あり、総棟数の約4%を占める。

3 人的被害予測

岩出市内における3連動地震及び巨大地震での人的被害予測については、次のとおりである。

人的被害については、震動による建物倒壊、斜面崩壊による建物倒壊、火災の順で予測し、重傷者より死者を優先するなどしたほか、重複のないように予測している。

なお、複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時風速8m早期避難しないの場合を示した。

3連動地震では、建物倒壊（震動）による軽傷者数が約21人で、巨大地震では、建物倒壊（震動）・建物倒壊（斜面崩壊）・火災による死亡者数約37人、重傷者数約62人、軽傷者数約560人の人的被害予測となっている。

4 ライフライン被害予測

岩出市内における3連動地震及び巨大地震でのライフライン被害予測については、次のとおりである。

ライフライン被害については、上水道、下水道、電力、通信、都市ガスとし、復旧作業等に影響を与えるライフライン被害の状況及び発生する物的被害量等を示す。

なお、複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時風速8mの場合を示した。

上水道被害については、3連動地震では、上水道管被害箇所約47箇所、被害率約0.16%であり、断水は、発災直後の断水人口（断水率）で約27,400人（約52%）、1日後でおよそ半分の約14,400人（約27%）、1週間後には更に半分の約7,200人（約14%）となり、1ヶ月後には全て復旧の予測となっている。巨大地震では、上水道管被害箇所約310箇所、被害率約1.03%であり、断水は、発災直後の断水人口（断水率）で約50,900人（約96%）、1日後で約41,000人（約77%）、1週間後には半分の約20,500人（約39%）となり、1ヶ月後には全て復旧する予測となっている。

下水道被害については、3連動地震では、被害は予測されていないが、巨大地震では、発災直後の供給支障人口（支障率）で約140人（約2%）、1日後で半分の約71人（約1%）、1週間後には全て復旧する予測となっている。

電力被害については、3連動地震では、発災直後は県全域で約123,300軒（約28%）が停電となり、本市においては、1日後には全て復旧の予測であり、巨大地震では、発災直後は県全域の339,100軒が停電であり、1日後で約12,000軒（約65%）、4日後には復旧する予測となっている。（*停電軒数については、需要軒数から被災軒数を差し引いた軒数としている。）

通信被害については、3連動地震では、発災直後の固定電話不通回線（不通率）は、1日後で約160回線（約2%）、1週間後には全て復旧する予測であり、また、携帯電話への被害はない予測となっている。巨大地震では、発災直後の固定電話不通回線（不通率）は、約7,100回線（100%）であり、1日後で約4,600回線（約65%）、1週間後には全て復旧する予測であり、また、携帯電話への被害は発災直後から1日後までは、非常につながりにくい状態（不通ランクA）である予測となっている。

都市ガス被害については、3連動地震では、被害は予測されていないが、巨大地震では、発災直後の供給停止戸数（供給停止率）約2,000軒（約85%）、1日後では、約1,800軒（約76%）である予測となっている。

5 交通施設被害予測

岩出市内における3連動地震及び巨大地震での交通施設被害予測については、次のとおりである。

道路施設被害については、道路、鉄道等とし、地震時の揺れと液状化を考慮し予測している。

なお、複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時風速8mの場合を示した。

道路被害については、県内の市町村道路を含む道路（約1万3千km）の被害を予測したところ、地震による被害箇所数は県全域で、3連動地震では、約820箇所、巨大地震では、約900箇所と推計される。

また、国道・県道については、3連動地震では、地震による被害箇所数は約3箇所、巨大地震については、約4箇所の被害予測となっている。

鉄道被害については、3連動地震では、地震による被害箇所数は約4箇所、巨大地震については、約11箇所の被害予測となっている。

ヘリコプター発着予定地については、3連動地震では、特に影響がないと予測されるが、巨大地震では、揺れの大きな箇所では、ヘリコプター発着予定地へのひび割れ、沈下の被害が起こる可能性があるが、仮復旧等により、早期の使用が可能であると予測している。

6 生活への影響予測

岩出市内における3連動地震及び巨大地震での生活へ影響については、次のとおりである。

生活への影響については、避難者数・帰宅困難者数・必要物資数・医療機能被害とし、複数予測したケースのうち、最大の被害となる夏の昼12時風速4mの場合を示した。（帰宅困難者については、和歌山市の外出者が最も多い昼11時台で算出）

避難者数については、避難所外生活者も含み、3連動地震では、1日後の避難者総数は約31人、1週間後は、全壊・半壊（一部）した住民及び断水地区の住民が避難者となり約3,700人と増加し、1ヵ月後は断水もほぼ解消され、およそ半数に減少するが約1,900人となっている。巨大地震では、1日後の避難者総数は約1,300人、1週間後は、全壊・半壊（一部）した住民及び断水地区の住民が避難者となり最大の約6,300人と増加し、1ヵ月後は断水もほぼ解消されるが、およそ5分の1に減少はするが約1,300人となっている。

帰宅困難者数については、鉄道、バス、自動車、二輪車、による外出者を対象とし、和歌山市の外出者が最も多い昼11時台で算出している。

3連動地震・巨大地震ともに全県で最大震度7であり、ほとんどの地区が震度5以上であるため、県内では鉄道全線の不通、および道路の通行止めが多く発生すると予測され、本市でも約7,800人の帰宅困難者が発生すると想定される。

必要物資数については、食料は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者の1.2倍を対象者として1日3食、飲料水は、断水地区住民に1日3リットル、毛布は、1人2枚とし算出している。

3連動地震では、発災1日～3日後までに約210食の食料（3食×3日）及び約129,500リットルの飲料水（3リットル×3日）が必要となり、4日～7日後までに約26,000食の食料（3食×4日）及び約151,100リットルの飲料水（3リットル×4日）が必要となる。毛布は、約3,700枚が必要となる。

巨大地震では、発災1日～3日後までに約8,300食の食料（3食×3日）及び約368,500リットルの飲料水（3リットル×3日）が必要となり、4日～7日後までに約45,000食の食料（3食×4日）及び約429,900リットルの飲料水（3リットル×4日）が必要となる。毛布は、約6,300枚が必要となる。

しかし、県内では、3連動地震では、約1,100人の要転院者が想定され、県内の他の病院へ転院することとなり、また、約6,700人の新規入院者が発生することが想定されており、県内の医療対応力は約6,000人程度の対応力が不足した事態となり、巨大地震では、約2,000人の要転院者が想定され、要転院者の受入も県内では不足し、また、約19,000人の新規入院者が発生することが想定されており、県内の医療対応力は大幅に不足した事態となることが予測される。

7 災害廃棄物予測

岩出市内における3連動地震及び巨大地震での災害廃棄物については、次のとおりである。

災害廃棄物については、全壊建物の構造別（木造、鉄筋コンクリート、鉄骨造）ごとに床面積に即

したがれきの発生量に関して予測している。

災害廃棄物のもっとも多い場合は、冬の夕方18時風速8 mの設定で、3連動地震では、約6 9 0 トン、巨大地震では、約6 万トンの予測となっている。

第 1 項 想定地震

想定する地震は、和歌山県に大きな影響を及ぼす可能性のある次の地震とする。

- (1) 和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」という。）
- (2) 田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」という。）

	(1) 中央構造線による地震	(2) 田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.0相当	6.9相当
震源断層の位置	中央構造線(淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町
震源断層の深さ	4～14km	4～12.6km

第 2 項 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、次の 3 通りの組み合わせで予測を行う。

- (1) 冬 5 時：多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
- (2) 冬 18 時：炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
- (3) 夏 12 時：市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯

第 3 項 被害想定対象と想定手法

1 建物被害予測

一般住宅及び公共施設等について、地震動・液状化・がけ崩れによる被害に分類して建物被害の予測を行う。また、火災による建物被害は後述する。

予測する被災程度は、原則として「全壊」「半壊」とし、自治体における被害判定で用いられる被災度判定基準（府政防518内閣府政策統括官（防災担当）通知）による。

なお、建物被害予測は、地震動・液状化・がけ崩れ・火災の各要因別に行っているため、建物の合計被害棟数を算出する際には、各要因別の建物被害棟数の合計値から重複部分を取り除いてある。

2 火災被害予測

火災は、季節、時刻、気象条件の影響を大きく受ける。本計画では、冬の 5 時、冬の 18 時、夏の 12 時のうち、被害が最大となる場合の予測を示す。

火災被害予測における出火の定義は、次の表のとおりである。

種別	定義
全出火	地震時に発生する全ての出火
消火炎上出火	全出火のうち家人・隣人、自主防災組織等による初期消火では消せずに、出火元の建物が炎上する出火
消火不能出火	炎上出火のうち消防によっても消せない出火、この出火点から延焼拡大する。

3 人的被害予測

対策すべき基本的な被害量である人的被害（死傷者、要救助者数及び一時的住居制約者数）の規模を示す。人的被害は時刻別の人口分布（滞留状況）に大きく影響されるため、国勢調査等で把握された人口が最大となる時刻の予測を示す。

負傷者については、医療需要把握のために、負傷程度別の予測を示す。負傷者の細目にある重傷者、中等傷者の区分を次に示す。

負傷程度	定義
重傷者	入院を要する負傷者
中等傷者	入院は要しないが医師による治療が必要な負傷者

一時的住居制約者（避難所生活者及び避難所外避難者（疎開者））数については、1日後、1週間後、1ヶ月後の予測結果を示す。また、避難所生活者については、備蓄品の需要把握のため、ピーク時の予測結果をあわせて示す。

なお、一時的住居制約者における避難所生活者及び疎開者の内訳は、1995年兵庫県南部地震の状況をもとに、避難所生活者が65%、疎開者が35%としている。

4 ライフライン（上水道）被害予測

家庭や事業所等への供給ルートが断たれることにより、生活や社会活動に支障が生じることから、復旧作業等に影響を与えるライフライン被害の状況及び発生する物的被害量を示す。

なお、県の物的被害予測の対象となっているライフライン施設は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の各供給ライン及びプロパンガス、ボンベであるが本計画では本市が直接復旧等に当てる必要がある上水道の被害予測を示す。

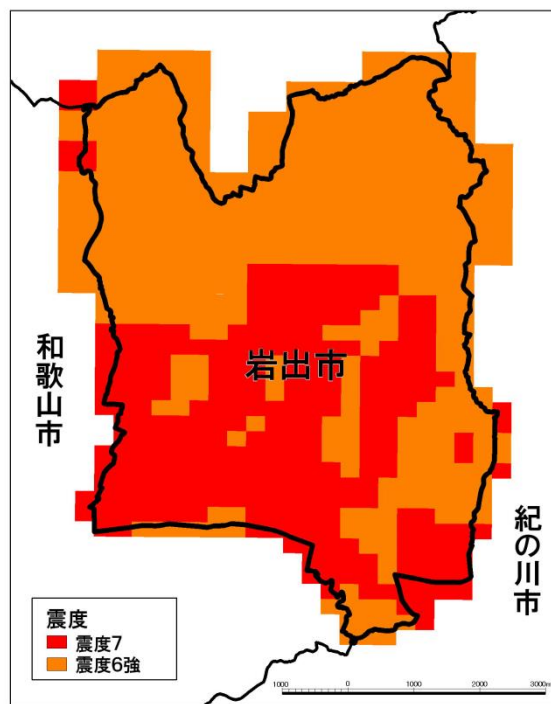
第4項 被害想定結果

1 地震動予測結果

中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震についての地震動予測結果は、次のとおりである。

(1) 中央構造線による地震

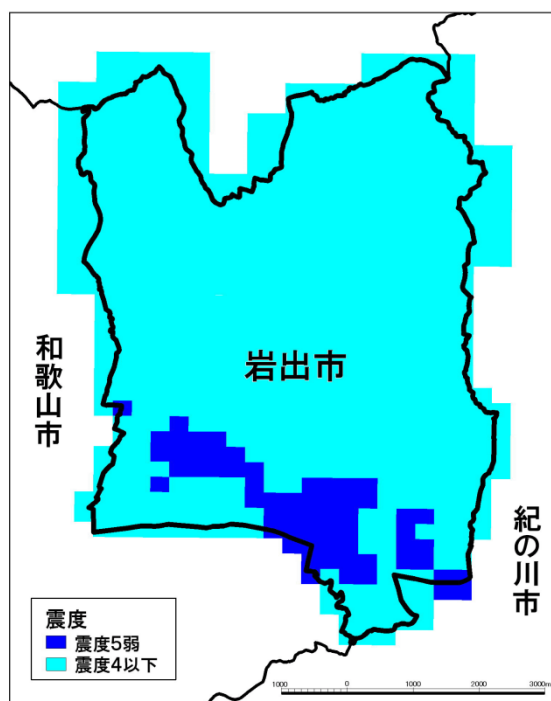
市内の南半分を占める段丘面の多くでは「震度7」となり、東南部の段丘面の一部と北部の山地では「震度6強」になる。



中央構造線の地震の震度分布

(2) 田辺市内陸直下の地震

市内南部の紀の川沿いの低地で「震度5弱」となるが、その他大半の市内では「震度4以下」となる。



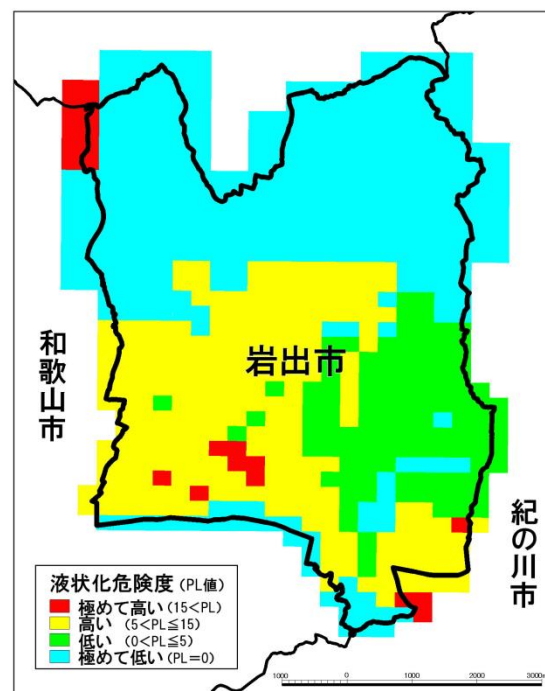
田辺市内陸直下の地震の震度分布

2 液状化予測結果

中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震についての液状化危険度の予測結果は、次のとおりである。

(1) 中央構造線による地震

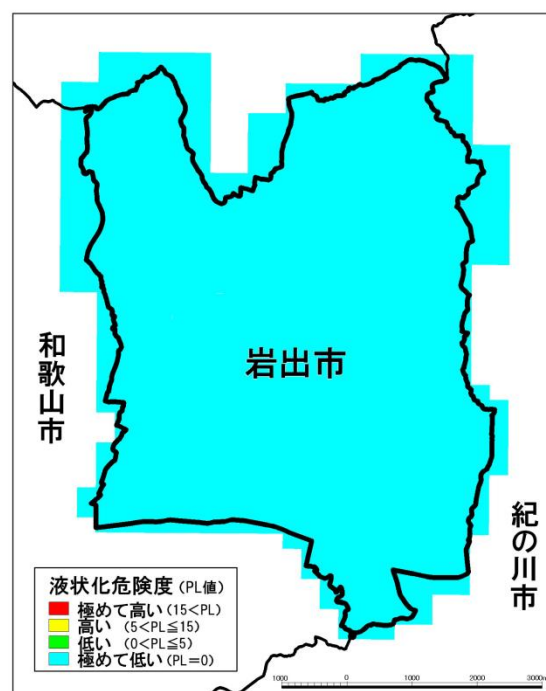
市内南部の紀の川沿いの低地の一部で「極めて高い」となり、主に段丘面の西部では「高い」、そして東部では「低い」となる。その他の山地では「極めて低い」となる。



中央構造線の地震の液状化危険度分布

(2) 田辺市内陸直下の地震

市内全域で「極めて低い」となる。



田辺市内陸直下の地震の液状化危険度分布

3 建物被害予測結果

本市においては、想定地震における建物被害は、

- (1) 地震動による被害
- (2) 液状化による被害
- (3) がけ崩れによる被害
- (4) 火災による焼失

の4つの要因別に発生するが、それぞれ重複するため、本計画では重複処理して合算した全壊・焼失数の下限と上限を示す。

中央構造線による地震では、全壊・焼失が4,014～4,260棟あり、16.6～17.6%を占める。

田辺市内陸直下の地震では、全壊・焼失が1棟あり、ほぼ0%を占める。

建物全壊・焼失予測結果（重複処理後）

中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
全壊・焼失 (棟)	同率 (%)	全壊・焼失 (棟)	同率 (%)
4,014～4,260	16.6～17.6	1	ほぼ0

4 火災被害予測結果

火災被害予測のシミュレーション条件及び最大予測結果は、次のとおりである。

最大被害時は冬の18時で、全（炎上）出火件数は中央構造線による地震で46件、田辺市内陸直下の地震で0件である。

シミュレーション条件

5%超過風速(m/s)		風向			平均湿度(%)	
冬	夏	冬5時	冬18時	夏12時	冬	夏
9	8	東北東	東北東	西南西	65	70

* 風向風速参照観測点、平均湿度参照観測点はいずれも和歌山市である。

火災被害予測結果（冬18時）

中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
全出火件数(件)	炎上出火件数 (件)	全出火件数(件)	炎上出火件数 (件)
46	32	0	0

5 人的被害予測結果

(1) 死傷者数

人的被害（死傷者数）予測の結果（重複処理後、最大被害）は、中央構造線による地震では、死者数242～127人、負傷者数718～492人（重傷者227～123人、中等傷者491～369人）、田辺市内陸直下の地震では、死者数0人、負傷者数1人（重傷者0人、中等傷者1人）となっている。

死傷者数予測結果

	中央構造線による地震 (人)	田辺市内陸直下の地震 (人)
死者数	242～127	0
負傷者数	718～492	1
重傷者数	227～123	0
中等傷者数	491～369	1

＊小数点以下の数値を四捨五入したため、合計値があわない場合がある。

(2) 要救助者数

人的被害（要救助者数）予測の結果（最大被害）は、木造建物被害、非木造建物被害、がけ崩れを合わせ、中央構造線による地震では、978～594人、田辺市内陸直下の地震では、0人となっている。

要救助者数予測結果

中央構造線による地震 (人)	田辺市内陸直下の地震 (人)
978～594	0

(3) 避難者数

避難者数（一時的住居制約者数）予測の結果は、地震発生後1週間後で最大となり、中央構造線による地震では、26,547人、田辺市内陸直下の地震では、5人となっている。

また、ピーク時の避難所生活者数予測の結果は、中央構造線による地震では、17,256人、田辺市内陸直下の地震では、4人となっている。

一時的住居制約者数予測結果（地震発生：冬18時）

	中央構造線による地震（人）	田辺市内陸直下の地震（人）
1 日後	20, 286	5
1 週間後	26, 547	5
1 ヶ月後	13, 548	5

ピーク時の避難所生活者数（地震発生：冬18時）

中央構造線による地震 （人）	田辺市内陸直下の地震 （人）
17, 256	4

6 ライフライン（上水道）被害予測結果

ライフライン（上水道）被害予測の結果は、次のとおりである。

上水道は、中央構造線による地震では、被害箇所数159箇所、被害率0.57であり、田辺市内陸直下の地震では、被害箇所数0箇所、被害率0となっている。

ライフライン（上水道）被害予測結果

中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
被害箇所数	被害率 （箇所/km）	被害箇所数	被害率 （箇所/km）
159	0.57	0	0

第4節 防災行政の基本方針

第1項 防災ビジョン

災害対策の目的は、市民の生命と財産を守り、安全で安心できる市民生活を確保することであり、まちづくりの基本となるものである。この目的を達成するために、過去の災害を教訓にし、本市の地理的特性や都市化等による社会的変化等を勘案し、岩出市の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを策定する。

＜岩出市防災ビジョン＞

■災害に強いまちづくり

- ・地域特性に応じた災害に強い都市構造を形成する。

■災害に強いひとづくり

- ・市民一人ひとりが、防災の知識を蓄え、災害への備えを忘れない。

■災害に強い仕組みと応急対策への備え

- ・市行政と市民が一体となり、県や防災関係機関と連携して、いざというときに備える。

第2項 基本方針

岩出市防災ビジョンを踏まえて、防災の基本方針を次のように定める。

■市民一人ひとりが常に災害への意識をもち、自助努力を続ける。

- (1) 新たな市民の流入や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性等が考えられるため、防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、市民の防災意識の高揚を図る。

■地域住民によるコミュニティの連携を強め、地域での助け合いを行う共助を促進する。

- (2) 地域の住民、事業所による自主的な防災活動が、災害発生直後の初期消火、人命救助等被害の拡大防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の強化に努める。
- (3) 消防団員の確保や自主防災組織の整備等により、消防防災力の充実を図る。

■市のもつ全ての行政力で、県、近隣市町村、防災関係機関等の支援を得て、公助を推進する。

- (4) 災害による被害を最小限に抑えるため、市災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備などを行い、市の危機管理体制の強化充実を図る。
- (5) 市の防災力を高めるために、河川・道路の整備や施設の耐震化、不燃化の促進、避難場所及び避難路の確保等、市の防災基盤の整備促進を図る。
- (6) 災害時に迅速・的確な応急対策を実施するため、市と県、防災関係機関との連携強化を図る。

第5節 市の実施責任と防災関係機関の業務大綱

第1項 実施責任

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

岩出市の区域を管轄する行政機関、公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害対策に関して、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 市の機関

(1) 岩出市

- ① 岩出市防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- ④ 災害防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫等、被災者の救助保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ 被災者に対する融資等の対策
- ⑧ 被災市営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における文教対策
- ⑩ 災害対策要員の動員並びに雇用
- ⑪ 災害時における交通、輸送の確保
- ⑫ 被災施設の復旧
- ⑬ 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 一部事務組合等

(1) 那賀消防組合／岩出市消防団

- ① 災害時における情報の収集伝達及び広報
- ② 災害時における被災者の救急、救助業務
- ③ 災害時における消防業務
- ④ 危険物等の災害に関する指導及び予防業務
- ⑤ 消防本部組織及び施設の強化

(2) 公立那賀病院

- ① 災害時における医療救護の実施
- ② 災害時における防疫の協力

(3) 那賀衛生環境整備組合

- ① 災害時におけるし尿処理の実施

3 県の機関

(1) 和歌山県／那賀振興局、岩出保健所

- ① 県防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- ④ 災害防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫等、被災者の救助保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ 被災者に対する融資等の対策
- ⑧ 被災県営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における文教対策
- ⑩ 災害時における公安対策
- ⑪ 災害対策要員の動員並びに雇用
- ⑫ 災害時における交通、輸送の確保
- ⑬ 被災施設の復旧
- ⑭ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

(2) 岩出警察署／岡田・畑毛・根来 各交番、山崎・相谷・上岩出 各警察官連絡所

- ① 災害時における市民の生命、身体、財産の保護
- ② 災害時における犯罪予防及び取り締まり並びに治安維持のための警備活動
- ③ 災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ④ 災害時における緊急自動車のための交通規制
- ⑤ 遺体の検死及び身元の確認
- ⑥ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

4 指定地方行政機関

(1) 近畿財務局（和歌山財務事務所）

- ① 公共土木等被災施設の査定の立会
- ② 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定
- ③ 地方自治体に対する災害融資
- ④ 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- ⑤ 未利用の国有地の情報提供

(2) 近畿農政局

- ① 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
- ② 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策
- ③ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
- ④ 災害における主要食糧の応急対策

(3) 近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）

- ① 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備
- ② 国有林における予防治山施設による災害予防
- ③ 国有林における荒廃地の災害復旧
- ④ 災害対策復旧用資材の供給
- ⑤ 森林火災予防対策

(4) 近畿経済産業局

- ① 電力、ガス、工業用水道の復旧支援
- ② 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達

(5) 近畿運輸局（和歌山運輸支局）

- ① 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- ② 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- ③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- ④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
- ⑤ 特に必要があると認める場合の輸送命令
- ⑥ 災害時における交通機関利用者への情報提供

(6) 大阪管区气象台（和歌山地方气象台）

- ① 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供
- ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(7) 近畿総合通信局

- ① 電波の監理、並びに有線電気通信の監理
- ② 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- ③ 非常通信協議会の育成・指導
- ④ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導
- ⑤ 非常時における重要通信の確保
- ⑥ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し
- ⑦ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

(8) 和歌山労働局

- ① 工場、事業場における労働災害の防止
- ② 救助の実施に必要な要員の確保

(9) 近畿地方整備局（和歌山河川国道事務所）

- ① 土木施設の整備と防災管理
- ② 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策
- ③ 被災土木施設の災害復旧
- ④ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(10) 近畿地方環境事務所

- ① 災害廃棄物の処理対策に関すること

5 自衛隊

(1) 陸上自衛隊（第37普通科連隊）

- ① 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
- ② 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

6 指定公共機関

(1) 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

- ① 輸送施設の整備と安全輸送の確保
- ② 災害対策用物資の緊急輸送
- ③ 災害時の応急輸送対策
- ④ 被災施設の調査と災害復旧

(2) 西日本電信電話株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 災害時における緊急通話の取扱い
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

(3) 日本赤十字社和歌山県支部

- ① 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
- ② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
- ③ 義援金品の募集配布

(4) 日本放送協会和歌山放送局

- ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
- ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底

(5) 日本通運株式会社和歌山支店

- ① 災害時における緊急陸上輸送

(6) 関西電力送配電株式会社橋本配電営業所

- ① 災害時の電力供給
- ② 被災施設の調査と災害復旧

(7) 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー導管事業部南部導管部

- ① 災害時のガス供給
- ② 被災施設の調査と災害復旧

(8) 日本郵政株式会社（岩出、岩出水栖、岩出中黒、根来、紀泉台の各郵便局）

- ① 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施
- ② 被災郵政業務施設の復旧
- ③ 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
- ④ 民間災害救援隊に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること

(9) KDD I 株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 災害時における緊急通話の取扱い
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

(10) ソフトバンク株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 災害時における緊急通話の取扱い
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区（六箇井、藤崎井、小田井、中島井の各土地改良区）
 - ① 土地改良施設の整備と防災管理
 - ② 農地及び農業施設の被害調査並びに災害復旧
 - ③ 農地たん水の防除施設の整備と活動
- (2) バス機関（和歌山バス那賀株式会社）
 - ① 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保
 - ② 災害時の応急輸送
- (3) 輸送機関
 - ① 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保
 - ② 災害時の応急輸送
- (4) 放送機関（株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社）
 - ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底
- (5) 医療機関（和歌山県医師会、那賀医師会）
 - ① 災害時における医療救護の実施
 - ② 災害時における防疫の協力
- (6) ガス機関（社団法人和歌山県エルピーガス協会那賀支部、大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）
 - ① 災害時のガス供給
 - ② 被災施設の調査と災害復旧

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院等経営者
 - ① 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - ② 被災時の病院等の収容保護
 - ③ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
- (2) 社会福祉施設の経営者
 - ① 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - ② 災害時における収容者の収容保護
- (3) 学校法人
 - ① 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - ② 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
- (4) 紀の里農業協同組合岩出支所・森林組合

- ① 農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - ② 農林産物等の災害応急対策についての指導
 - ③ 被災農林業者に対する融資又はあっせん
 - ④ 農林業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
 - ⑤ 飼料、肥料、その他資材等の確保又はあっせん
- (5) 岩出市商工会
- ① 商工業関係の被害調査等応急対策への協力
 - ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (6) 岩出市建設業協会
- ① 災害時における救助活動、障害物除去等の応急対策活動への協力
 - ② 仮設住宅の建設、災害復旧事業等への協力
- (7) 岩出市社会福祉協議会
- ① 避難行動要支援者の情報伝達、安否確認等についての協力
 - ② 一般ボランティアの受け入れ、被災者支援への協力
- (8) 金融機関
- ① 被災事業者に対する資金融資
- (9) 危険物及び高圧ガス施設等管理者
- ① 安全管理の徹底
 - ② 危険物及び高圧ガス施設等の点検